

## 個人番号(マイナンバー)の記載のない書類を 提出してください。

家庭裁判所では個人番号(マイナンバー)を必要としません。

家庭裁判所に書類を提出するときには、

- ◎ マイナンバーの記載の有無を選択して取得できる書類

例：住民票、源泉徴収票 など

→マイナンバーの記載のないものを提出する。

家庭裁判所提出用に取得する場合は、個人番号(マイナンバー)の記載のないものの交付を申請し、提出してください。

- ◎ マイナンバーが記載されている書類

例：所得税の確定申告書控え、介護保険申請書控え など

→マイナンバーの部分をマスキングして提出する。

社会保障や税に関する各種申請・申告書等には、個人番号(マイナンバー)を記載する必要がありますが、これらの書類を証拠・資料等として家庭裁判所に提出する場合には、個人番号(マイナンバー)部分をマスキング(番号部分を隠してコピーするなど)した上、マスキング後のものを提出してください。

- ◎ 家庭裁判所への提出前に

提出する書類にマイナンバーが記載されていないこと(マスキングがされていること)を、改めて確認してください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、個人番号(マイナンバー)が記載された書類が発行されるようになりました。家庭裁判所では、手続の関係で個人番号(マイナンバー)が必要になることは、原則としてありません。個人番号(マイナンバー)によって当事者を検索したり、本人を特定したりすることはありません。したがって、上記のとおりのお取り扱いをお願いいたします。

個人番号(マイナンバー)は、個人情報として非常に大切なものです。  
ご理解とご協力をお願いいたします。

福島家庭裁判所

(H28.1 版)